

- 問1 応仁の乱ののち、各地に登場した戦国大名が、自らの領内の武士や農民の行動を厳しく取り締まり、領地の安定と統治を強めるために独自に制定した法律を何といいますか。 (2016年 群馬県公立入試 類似)
1. 武家諸法度 2. 御成敗式目 3. 公事方御定書 4. 分国法
- 問2 戦国大名が、室町幕府の法律があるにもかかわらず、独自に分国法を制定する必要があった背景として最も適切な理由はどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
1. 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。
2. 貨幣経済が浸透し、外国との貿易による利益を独占するために全国共通の商業ルールが必要になったため。
3. 元寇による社会の混乱を鎮め、分割相続によって困窮した御家人の生活を救済する必要があったため。
4. キリスト教の布教を制限し、仏教を基盤とした道徳的な領国経営を行う必要があったため。
- 問3 戦国時代の社会において、大名の本拠地として栄えた都市の事例として、越前（福井県）の朝倉氏が築き、家臣の屋敷や商人の住まいが計画的に配置されていたことで知られる場所はどこですか。 (2016年 千葉県公立入試 類似)
1. 堺 2. 博多 3. 石山 4. 一乗谷
- 問4 戦国大名の本拠地として発達した「城下町」の形成と役割について述べた文として、最も適切なものはどれですか。 (2017年 大分県公立入試 類似)
1. 農民が武器を持って城下町に集まることを推奨し、有事の際の防衛力を高めた。
2. 戦乱による被害を避けるため、城の周囲には武士のみを住ませ、商人には立ち入りを禁じた。
3. 大名が家臣や商工業者を城の周辺に集めて住ませ、政治・軍事・経済の拠点とした。
4. 海外との貿易を独占するため、すべての城下町は海岸沿いの港町に隣接して造られた。
- 問5 1549年に鹿児島へ上陸し、日本に初めてキリスト教を伝えたイエズス会の宣教師は誰か。 (2017年 北海道公立入試 類似)
1. フランシスコ＝ザビエル 2. ルイス＝フロイス 3. ヴァリニャーノ 4. マテオ＝リッチ
- 問6 戦国時代、各地の有力な戦国大名が自らの領国内の秩序を維持し、家臣や領民を統制するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2024年 奈良県公立入試 類似)
1. 永仁の徳政令 2. 公事方御定書 3. 墾田永年私財法 4. 分国法
- 問7 戦国時代、鉄砲の伝来などにより戦術が変化し、大規模な軍事力とそれを支える安定した領地経営が不可欠となりました。こうした中、戦国大名が領国内の紛争を禁じたり、年貢の徴収を確実にしたりする目的で定めた「分国法」の性質として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 和歌山県公立入試 類似)
1. 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。
2. 幕府の許可を得た大名だけが、他国との貿易を制限するために定めた規則である。
3. 朝廷が全国の家臣や武士に対して一律に適用した法律である。
4. 鎌倉時代の慣習法を整理し、武士の裁判を公平に行うために幕府が定めた法律である。
- 問8 室町時代後期から戦国時代にかけて、幕府の権威が衰える中で、各地の戦国大名が自分の領国内を統治し、家臣団を統制するために独自に制定した法律の総称を何といいますか。 (2023年 山口県公立入試 類似)
1. 御成敗式目 2. 分国法 3. 公事方御定書 4. 武家諸法度
- 問9 室町時代後期から戦国時代にかけて、各地の実力者が幕府の法に頼らず、自らの領国内を統治するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2024年 岡山県公立入試 類似)
1. 御成敗式目 2. 公事方御定書 3. 武家諸法度 4. 分国法
- 問10 戦国大名の武田氏にゆかりのある、現在の山梨県に位置する武田神社付近には、かつて大名の館を中心とした町が形成されていました。このように大名が家臣や商工業者を集めて町を作った主な目的として、最も適切な説明はどれですか。 (2016年 千葉県公立入試 類似)
1. 海外との貿易を独占するために、海岸線に面した土地に防衛拠点を築くため
2. 交通の要所に休憩所を設けることで、旅人の利便性を高め、通行税を徴収するため
3. 有力な寺社への参拝客を増やすことで、宗教的な権威を利用して領民を支配するため
4. 家臣を一定の場所に集めて統制し、商工業を振興して領国の経済と軍事を支えるため
- 問11 戦国時代において、武田氏や今川氏などの戦国大名が、自らの領国内を統治し、家臣や民衆を直接支配するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
1. 武家諸法度 2. 公家諸法度 3. 分国法 4. 御成敗式目
- 問12 島根県に位置し、戦国時代から江戸時代にかけて大量の良質な銀を生産したことで知られ、2007年にはその歴史的価値が認められて世界文化遺産に登録された鉱山を選んでください。 (2019年 和歌山県公立入試 類似)
1. 足尾銅山 2. 佐渡金山 3. 生野銀山 4. 石見銀山
- 問13 戦国時代、石見銀山などの鉱山開発が各地で盛んに行われた背景として、戦国大名が銀を求めた主な目的について説明したものとして、最も適切なものはどれですか。 (2023年 岐阜県公立入試 類似)
1. 朝廷から高い官位を得るための献上物として独占するため
2. キリスト教の布教活動を支えるための寄付金として活用するため
3. 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため
4. 農村での貨幣経済を禁止し、年貢をすべて銀で納めさせるため
- 問14 戦国時代に各地を支配した戦国大名の多くは、「下剋上」という風潮の中で台頭しました。この時代における「下剋上」の説明として、当時の社会状況をふまえた最も適切なものはどれですか。 (2016年 静岡県公立入試 類似)
1. 農民たちが宗教的な団結を強めることで、武士の支配を武力で排除して自治を行った。
2. 朝廷の権威を背景とした下級武士が、実力行使によって幕府の政治を批判し、地位を向上させた。
3. 下の者が実力で上の者に打ち勝って地位を奪い、新たな領主として領国支配を広げていった。
4. 幕府から任命された守護が、自らの実力を高めて隣国を吸収し、支配権を世襲していった。

答え合わせ・解説

問1	答え 4 分国法	室町幕府の権威が衰えた戦国時代、各地の戦国大名は実力で領地を支配する必要がありました。そこで、家臣同士の私的な争いを禁じる「喧嘩両成敗」の原則などを盛り込んだ独自の法を定め、領国内の秩序を維持しようとしていました。鎌倉時代の御成敗式目や、江戸時代の武家諸法度とは制定された時代や目的が異なります。
問2	答え 1 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。	応仁の乱以降、室町幕府の権威が失墜し、全国的な法秩序が機能しなくなりました。下剋上の風潮の中で生き残るため、戦国大名は独自の法を設けることで家臣の勝手な行動を制限し、領内を一貫して支配する体制を整える必要がありました。
問3	答え 4 一乗谷	一乗谷は、戦国大名朝倉氏の拠点となった代表的な城下町です。発掘調査により、武家屋敷や職人の住まい、庭園などが非常に良好な状態で確認されており、当時の都市の様子を伝える貴重な史跡となっています。選択肢にある堺や博多は、商人たちによる自治が行われていた港町であり、石山は浄土真宗の寺院を中心とした寺内町（じないちょう）の性格が強い場所です。
問4	答え 3 大名が家臣や商工業者を城の周辺に集めて住ませ、政治・軍事・経済の拠点とした。	戦国大名は、それまで各地の領地に散らばっていた家臣を城の周囲に集住させることで、軍事的な動員を容易にし、統制を強めました。また、商工業者も呼び寄せることで、武器の製造や物資の流通を活発化させ、領国の経済を発展させました。これが後の近世都市の原型となりました。
問5	答え 1 フランシスコ＝ザビエル	スペイン出身でイエズス会の創立会員の一人です。インドのゴアで出会った日本人アンジロウ（ヤジロウ）の案内で来日しました。その後、平戸や山口、豊後（大分）などで布教活動を行いました。ルイス＝フロイスは後に来日し『日本史』を記した人物、ヴァリニャーノは天正遣欧少年使節の派遣を勧めた人物であり、活動時期や内容が異なります。
問6	答え 4 分国法	室町幕府の権威が衰退した戦国時代、各地の戦国大名は、幕府の法（幕府法）に頼らず自らの力で領国を統治する必要がありました。そこで、家臣同士の私闘を禁じる「喧嘩両成敗」の規定や、農民の管理、寺社の統制などを盛り込んだ独自の法典を定めました。これを分国法、または家法と呼びます。
問7	答え 1 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。	戦国時代には戦術が騎馬戦から足軽や鉄砲を用いた集団戦へと変化し、大名は家臣や農民を効率的に動員する必要がありました。そのため、幕府の権威を否定し、自分の領国内（分国）のルールを自分自身で決定する分国法が作られました。これには「喧嘩両成敗」のように私的な争いを禁じ、大名による裁判を徹底させる内容などが含まれています。
問8	答え 2 分国法	室町幕府の力が弱まり、実力で領地を支配する下剋上の世の中になると、戦国大名は幕府の法に頼らずに自らの領国を治める必要が生じました。そこで、領地内の秩序維持や家臣同士の私的な争いを禁じるために独自の法を定めました。武田氏の「甲州法度之次第」や今川氏の「今川仮名目録」などがその代表例です。
問9	答え 4 分国法	応仁の乱以降、室町幕府の権威が衰退したため、各地の戦国大名は自分の力で領国を維持・発展させる必要がありました。そこで、家臣同士の争いを裁いたり、領国内の治安を維持したりするために、独自に制定した法が「分国法」です。今川氏の「今川仮名目録」や武田氏の「甲州法度之次第」などが有名です。
問10	答え 4 家臣を一定の場所に集めて統制し、商工業を振興して領国の経済と軍事を支えるため	戦国大名は、家臣を城の周囲に集住させる（集住政策）ことで、反乱を防ぐとともに戦時に素早く動員できる体制を整えました。また、商工業者に特権を与えて城下に呼び寄せ、城下町を経済の拠点とすることで、合戦に必要な物資や資金を安定して確保しようとしていました。これに対して、寺社の門前に発展した町は門前町、交通の要所に発展した町は宿場町と呼ばれます。
問11	答え 3 分国法	室町幕府の権威が衰退した戦国時代において、各地の戦国大名が自らの実力で領国を治めるために定めた独自の法を分国法（家法）と呼びます。これによって、大名は幕府の法に縛られることなく、独自のルールで領内を統制しました。
問12	答え 4 石見銀山	戦国時代から江戸時代にかけて、日本は世界有数の銀産出国でした。特に島根県の石見銀山は、16世紀に導入された「灰吹法（はいふきほう）」という新しい精錬技術によって生産量が飛躍的に増大しました。この銀は「ソーマ銀」とも呼ばれ、東アジアやヨーロッパとの交易においても重要な役割を果たしました。2007年に、環境に配慮した鉱山運営や流通の歴史が評価され、世界文化遺産に登録されています。
問13	答え 3 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため	戦国大名は、自国の軍勢力を強化するために多額の資金を必要としていました。特に種子島に伝来した鉄砲やその弾薬となる鉛、火薬の原料となる硝石を海外から購入するための支払い手段として、また功績のあった家臣への報酬として、銀は極めて重要な価値を持っていました。
問14	答え 3 下の者が実力で上の者に打ち勝って地位を奪い、新たな領主として領国支配を広げていった。	戦国時代には、本来は主君に仕える立場であった守護代や国人などが、武力などの実力によって守護大名を追放したり、倒したりして自らが戦国大名へと成長する事例が多く見られました。これにより、室町幕府の任命に基づかない新しい支配体制が各地に形成されました。他の選択肢は一向一揆や守護大名の強化、幕末の動きを説明したものです。